

福岡市公衆浴場法施行細則 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～2条 略 (営業許可申請)</p> <p>第3条 法第2条第1項の規定により公衆浴場の営業の許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3)を公衆浴場の所在地を管轄する保健所長(以下「保健所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 公衆浴場営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 営業の用に供する建築物の建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し及び消防法令に適合していることを証する書類の写し</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(営業許可書等)</p> <p>第4条 保健所長は、前条の営業を許可したときは公衆浴場営業許可書(様式第2号)を、営業を不許可としたときは公衆浴場営業不許可通知書(様式第3号)を当該申請者に交付する。</p> <p>(営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第5条 法第2条の2第2項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継届(様式第4号)により行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第2条第2項第2号に掲げる書類は、<u>様式第5号</u>によるものとする。</p> <p>(変更、停止又は廃止の届出)</p> <p>第6条 省令第4条の規定による公衆浴場営業許可申請書又は公衆浴場営業者地位承継届の記載事項を変更した旨の届出は、公衆浴場営業許可申請書・公衆浴場営業者地位承継届記載事項変更届(様式第6号)に変更の内容を確認できる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>2 省令第4条の規定による営業の全部又は一部を停止した旨の届出は、公衆浴場営業停止届(様式第7号)により行わなければならない。</p> <p>3 省令第4条の規定による営業を廃止した旨の届出は、公衆浴場営業廃止届(様式第8号)により行わなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～2条 略 (営業許可申請)</p> <p>第3条 法第2条第1項の規定により公衆浴場の営業の許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書 _____ を公衆浴場の所在地を管轄する保健所長(以下「保健所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 公衆浴場営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、市長が認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 営業の用に供する建築物の建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し及び消防法令に適合していることを証する書類の写し</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(営業許可書等)</p> <p>第4条 保健所長は、前条の営業を許可したときは公衆浴場営業許可書 _____ を、営業を不許可としたときは公衆浴場営業不許可通知書 _____ を当該申請者に交付する。</p> <p>(営業者の地位の承継の届出)</p> <p>第5条 法第2条の2第2項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継届 _____ により行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 省令第2条第2項第2号に掲げる書類は、<u>公衆浴場営業者相続同意書</u>によるものとする。</p> <p>(変更、停止又は廃止の届出)</p> <p>第6条 省令第4条の規定による公衆浴場営業許可申請書又は公衆浴場営業者地位承継届の記載事項を変更した旨の届出は、公衆浴場営業許可申請書・公衆浴場営業者地位承継届記載事項変更届 _____ に変更の内容を確認できる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>2 省令第4条の規定による営業の全部又は一部を停止した旨の届出は、公衆浴場営業停止届 _____ により行わなければならない。</p> <p>3 省令第4条の規定による営業を廃止した旨の届出は、公衆浴場営業廃止届 _____ により行わなければならない。</p> <p>(構造設備に関する措置の基準の特例)</p> <p>第6条の2 条例第5条の規則で定める基準は、<u>第4条第2項第1号(同条第1項第1号から第3号</u></p>

(新設)

(新設)

(新設)

(患者の入浴許可申請)

第7条 法第4条ただし書の規定により患者の入浴の許可を受けようとする者は、患者入浴許可申請書(様式第9号)を保健所長に提出しなければならない。

2 (略)

3 第1項の申請について許可したときは、患者入浴許可書(様式第10号)を当該申請者に交付する。

(営業者の掲示事項)

第8条 条例第5条第1項第6号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

様式第1号

(略)

様式第2号

(略)

様式第3号

(略)

様式第4号

(略)

様式第5号

(略)

様式第6号

(略)

様式第7号

(略)

様式第8号

(略)

様式第9号

(略)

様式第10号

(略)

まで、第6号、第8号及び第9号に係る部分に限る。)並びに同条第2項第2号に掲げる基準とする。

2 条例第5条の規定により緩和し、又は適用しないこととした場合における措置の基準は、市長が別に定める。

(その他の措置の基準の特例)

第6条の3 条例第7条の規則で定める基準は、条例第6条第1項第4号及び同条第2項第1号(同条第1項第4号に係る部分に限る。)に掲げる基準とする。

2 条例第7条の規定により緩和し、又は適用しないこととした場合における措置の基準は、市長が別に定める。

(患者の入浴許可申請)

第7条 法第4条ただし書の規定により患者の入浴の許可を受けようとする者は、患者入浴許可申請書を保健所長に提出しなければならない。

2 (略)

3 第1項の申請について許可したときは、患者入浴許可書を当該申請者に交付する。

(営業者の掲示事項)

第8条 条例第6条第1項第6号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

(申請書等の様式)

第9条 この規則の規定による申請、届出等に関し作成する申請書、届出書等の様式については、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。